

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正について

名古屋市東図書館等の管理を指定管理者に行わせる時期を変更するため、名古屋市図書館条例の一部を改正する条例（令和３年名古屋市条例第14号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和３年６月４日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

記

1 改正内容

名古屋市東図書館、守山図書館、名東図書館及び天白図書館に指定管理者制度を導入する時期を変更します。

2 改正理由

より一層の市民サービス向上と経費削減を図るため、令和４年４月１日より、名古屋市東図書館、守山図書館、名東図書館及び天白図書館において、新たに指定管理者制度の導入を予定しておりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されるなど、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況にあっては、事業者が令和４年度以後の事業計画や収支計画を立てる上でその影響を見通すことが困難であり、令和４年４月１日から指定管理者制度を導入しがたい状況です。

このため、令和４年度については引き続き、市が直接図書館を運営し、令和５年度より指定管理者制度を導入するため、本件変更を行うものです。

3 施行期日

公布の日から施行します。

4 条例案・新旧対照

別紙のとおり

案

令和3年第 号議案

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正について

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年6月 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例（令和3年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「令和4年4月1日」を「令和5年4月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市東図書館等の管理を指定管理者に行わせる期日を変更する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例（令和 3 年名古屋市条例第14号）抜すい

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年
令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 （略）